

## 2023年（令和5年）第12回総会議事録

- 1 告示年月日 2023年（令和5年）12月15日（金）
- 2 通知年月日 2023年（令和5年）12月15日（金）
- 3 開催年月日 2023年（令和5年）12月28日（木）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号  
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第4号 非農地証明について  
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 報告事項  
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員  
1番 佐藤 眞子      2番 上田憲一郎      3番 土屋 智樹      4番 野田 幸男  
5番 寶諸 孝也      6番 谷邊 博人      7番 岡本 卓也      8番 小林 輝仁  
9番 石井 洋子      10番 安原 理雄      11番 下江 京子      12番 能宗 秀典  
13番 山本 明      14番 須藤 薫雄      15番 谷本 耕造      以上15名
- 8 欠席委員  
なし
- 9 その他の出席者  
0名
- 10 事務局出席職員等  
事務局 長      林 茂晃      事務局次長      杉原 信広  
事務局      藤岡 貴世      沼隈出張所長      野田 真之  
松永出張所      花田 宏      北部出張所      藤井 勝俊  
神辺出張所      板谷 浩司  
以上7名

11 議事内容

午前 10時00分

事務局長	ただいまから、2023年（令和5年）第12回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷邊会長，会議の進行をお願いします。
会 長	— 開会挨拶 —
議 長	それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に，総会の成立を申し上げます。 委員総数15名のうち， 出席委員15名，在任委員全員が出席ですので，本会議は成立します。 続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行ないます。 議席番号 7番 岡本 卓也（おかもと たくや）委員と 議席番号 12番 能宗 秀典（のうそう ひでのり）委員をお願いします。 議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。
事務局	2023年（令和5年）第12回総会議案書追加・訂正事項について説明します。 議案書（別冊）7ページ6番の施設面積欄83.02を82.39に訂正となっています。 追加・訂正事項については，以上です。
議 長	それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1 番 佐藤	東部地区の審議内容について，報告します。 東部地区では，12月22日の午前9時00分からの現地調査に続き，午前11時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。 委員7名 全員の出席により，議案第1号3件，議案第4号2件，

<p>委員 1番 佐藤 (つづき)</p>	<p>議案第5号1件，合計6件について審議しました。</p> <p>それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から3番について報告します。</p> <p>1番は，引野町の受人が，同町の渡人から申請地の贈与を受け，経営規模を拡大するものです。</p> <p>2番は，青葉台の受人が，大阪府吹田市の渡人から申請地の持分移転を受けるものです。受人の持分は，二分の一から全部となります。</p> <p>3番は，高美台の受人が，大阪府吹田市の渡人から申請地を譲り受け，新規就農するものです。</p> <p>いずれも，受人及び申請農地，営農計画に問題はなく，許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>西部地区の審議内容について，報告します。</p> <p>西部地区では，12月25日の午後1時20分からの現地調査に続き，午後4時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中9名の出席により，議案第1号5件，議案第2号3件，議案第3号3件，合計11件について審議しました。</p> <p>それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4番から8番について報告します。</p> <p>4番は，津之郷町の受人が，同町の渡人から遺贈にて申請地を譲り受け，経営規模を拡大するものです。</p> <p>5番は，沼隈町の受人が，同町の渡人から申請地を譲り受け，経営規模を拡大するものです。</p> <p>6番は，田尻町の受人が，東京都大田区の渡人から申請地を譲り受け，新規就農するものです。</p> <p>7番は，岡山市南区の受人が，水呑町の渡人から申請地の持分を贈与にて譲り受け，経営規模を拡大するものです。</p> <p>8番は，箕島町の受人が，多治米町の渡人から申請地を贈与にて譲り受け，経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも，受人及び申請農地，営農計画に問題はなく，許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 7番 岡本</p>	<p>松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、12月25日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から、松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により、議案第1号2件、議案第3号2件、議案第4号2件、合計6件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の9番と10番について報告します。</p> <p>9番は、神村町の受人が、同居の夫である同町の渡人から、土地の持分の生前贈与を受けるものです。</p> <p>10番は、松永町四丁目の受人が、今津町の渡人から譲受けて、経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、農機具も確保されており、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、12月25日の午後1時から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名中12名の出席により、議案第1号3件、議案第3号4件、議案第4号1件、の合計8件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3ページ11番から13番について報告します。</p> <p>11番は、郷分町の受人が明王台五丁目の渡人から申請地と隣接する宅地を同時に譲り受け、季節野菜を栽培して新規就農するものです。</p> <p>12番は、駅家町の受人が同町の親族にあたる渡人から申請地を譲り受け、季節野菜を栽培するものです。</p> <p>13番は、駅家町の受人が南蔵王町二丁目の渡人から申請地を譲り受け、果樹を栽培して新規就農するものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします</p>

<p>委員 13番 山本</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、12月25日、午前9時から現地調査を行い、午前11時から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号3件、議案第3号6件、議案第4号1件の合計10件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」4ページ14番から16番について報告します。</p> <p>14番は、申請地の川北の田1筆407㎡について、新徳田の渡人から、孫である新徳田の受人が譲り受けて、水稻を耕作し新規就農をするものです。</p> <p>15番は、申請地の湯野の田1筆397㎡について、湯野の渡人から、湯野の受人が譲り受けて、水稻を耕作し農業の規模拡大を図るものです。</p> <p>16番は、申請地の東中条の田1筆634㎡について、駅家町大字万能倉の渡人から、坪生町の受人が譲り受けて、畑として野菜を栽培し新規就農をするものです。</p> <p>申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>

議 長	<p>全員挙手により，議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に，議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番 野田	<p>議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 1 番から 3 番について報告します。</p> <p>1 番は，赤坂町の申請人が，申請地に露天駐車場，及び一部貸出用駐車場として整備するものです。場所は，赤坂小学校の東，約 1 0 0 メートルです。</p> <p>2 番は，赤坂の申請人が，申請地に貸露天駐車場を整備するものです。場所は，赤坂小学校の東，約 1 0 0 メートルです。</p> <p>3 番は，内海町の申請人が，申請地に農家住宅を 1 棟建築するものです。場所は，内浦交流館の南西，約 1 , 2 0 0 メートルです。</p> <p>協議会の現地確認で，すでに着工されていることが判明したため，工事の停止及び顛末書の提出を求めました。今日までに指導内容の履行が確認できたので，問題ないと判断をいたしました。</p> <p>なお，1 番から 3 番すべて，農振農用地区域内の農地のため，農振除外手続き，1 2 月 2 2 日に除外が確定しております。</p> <p>現地調査をしましたが，いずれも，周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから，許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第 2 号のすべての案件は，農用地区域内農地，甲種農地，第 1 種農地，第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため，その他の農地である第 2 種農地として判断されます。</p> <p>別紙，農地転用許可申請に係る調査書のとおり，農地転用許可基準の要件を満たしており，申請は，適正かつ適法であり，事業規模からみて適切な面積で，周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>また，議案第 2 号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p>

議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から3番について報告します。 1番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場及び露天資材置場として整備するものです。場所は、沼隈支所の北、約1,150メートルです。 2番は、田尻町の受人が、水呑町の渡人から申請地を譲り受け、庭敷として利用するものです。場所は、高島小学校の北西、約400メートルです。すでに整備されていたので、顛末書の提出を受けています。 3番は、田尻の受人が、同町の渡人から申請地を使用貸借権の設定をし、住宅1棟を建築するものです。場所は、高島小学校の南西、約900メートルです。 なお、2番と3番については、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続きし、12月22日に除外が確定しております。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。

委員  
7番  
岡本

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分および意見決定について」の4番と5番について報告します。

むなかたし

4番は、本郷町の法人が、福岡県宗像市の渡人から譲受けて、工場を建設するものです。場所は、本郷小学校から、北へ約1.5キロメートルのところですか。

5番は、神村町の受人が、隣人である同町の渡人から譲受け、物干し場を設置するものです。場所は、浜池から南へ約560メートルのところですか。すでに着工されていたので、顛末書の提出を受けています。

なお、4番については、12月22日付けで農振農用地区域からの除外決定済みです。

現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。

議長

北部地区の報告をお願いします。

委員  
10番  
安原

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の7ページ6番から9番について報告します。

6番は神辺町の受人が父から使用貸借権で申請地を借り受け、分家住宅を建築するものです。

場所は四川ダムの東1.7キロメートルの所です。

7番は駅家町で土木建設業を営む受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、不足する露天資材置場を整備するものです。

場所は服部大池の北東600メートルの所です。

8番は駅家町の受人が父から使用貸借権で申請地を借り受け、農家住宅を建築するものです。

場所は加茂中学校の西1.2キロメートルの所です。

9番は大阪府中央区の不動産取引業者が申請地と隣接する宅地を同時に購入します。駐車場や庭敷地が手狭なため、宅地の拡張を行うものです。

なお、既に一部庭敷地として、利用されているため、顛末書の提出を受けています。

場所は網引小学校の北東600メートルの所です。

以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しま

<p>委員 10番 安原 (つづき)</p>	<p>した。</p> <p>なお、6番から8番の申請地は、12月22日付けで農振農用地区域からの除外が決定しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」7ページ10番から8ページ15番について報告します。</p> <p>10番は、入船町の不動産業を営む法人が、徳田の田1筆696㎡を隣地の共同住宅2棟と合わせて道上の渡人から譲り受けて、共同住宅の露天駐車場及び露天駐輪場として利用するものです。場所は、道上小学校から、南東へ約450メートルのところ です。</p> <p>11番は、大阪市中央区の発電事業を営む法人が、上竹田の田1筆1,200㎡を上竹田の渡人から譲り受けて、太陽光発電パネル170枚を設置して売電をするものです。場所は竹尋小学校から、南東へ約1,600メートルのところ です。</p> <p>12番は、下竹田の建設業を営む法人が、下竹田の畑1筆772㎡を下竹田の渡人から譲り受けて、露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。場所は竹尋小学校から、東へ約430メートルのところ です。</p> <p>13番は、道上の受人が、道上の畑2筆計444㎡を受人の親である道上の渡人から譲り受けて、分家住宅を建築するものです。場所は、道上小学校から、南西へ約200メートルのところ です。</p> <p>14番は、大阪市中央区の発電事業を営む法人が、道上の田1筆1,772㎡を道上の渡人から譲り受けて、太陽光発電パネル176枚を設置して売電をするものです。場所はみちのうえこども園から、南へ約40メートルのところ です。</p> <p>15番は、川北の建設業を営む法人が、上御領の田1筆1,474㎡を山手町の渡人から譲り受けて、露天資材置場として利用するものです。場所は御野保育所から、北へ約250メートルのところ です。</p> <p>なお、12番と15番については、12月22日付けで農振農用地区域内からの除外が決定しています。</p> <p>また、12番については、既に露天駐車場及び露天資材置場として利用しているため、顛末書の提出を受けています。</p> <p>現地調査を行いました。周辺農地への日照・排水について支障を</p>

	<p>生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。 以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第3号の「10番」はJR福塩線道上駅からおおむね500メートル以内に存在するため第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地として判断されます。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>また、議案第3号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 1番 佐藤</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、大阪府吹田市の申請人が、平成20年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、坪生小学校の北西、約600メートルです。</p> <p>2番は、府中市の申請人が、昭和32年以前から建物敷地として利用し、現在に至っております。</p> <p>場所は、東小学校の北東、約300メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の3番と4番について報告します。</p> <p>3番は、藤江町の申請人が、昭和53年頃から車庫の敷地として利用していたものです。場所は、藤江保育所から東へ約520メートルのところです。</p> <p>4番は、今津町の申請人が、昭和40年以前から耕作放棄をしていたところ、雑木などが繁茂して山林となったものです。場所は、神村町分は、奥戸田池から東へ約400メートルのところです。</p> <p>なお、4番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の9ページ5番について報告します。</p> <p>申請地は平成15年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野になっているものです。</p> <p>場所は有磨小学校の南800メートルの所です。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p> <p>なお、申請地は、農振農用地区域内の農地のため、関係部局との調整は整っております。以上です。</p>

議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 1 3 番 山本	<p>議案第 4 号「非農地証明について」 9 ページ 6 番について報告します。</p> <p>6 番は、下竹田の申請人が、申請地である下竹田の田 1 筆 6 7 9 m<sup>2</sup> について、平成 3 0 年ごろから耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となっているという申請です。場所は竹尋小学校から南へ約 1, 6 0 0 メートルのところ です。</p> <p>現地調査を行いました が、農地への復元が可能な状態であり、非農地証明不可と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 質 問 等 な し —
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第 4 号について、6 番を除き、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	<p>全員挙手により、議案第 4 号は原案のとおり証明することに決定します。</p> <p>次に、議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番 佐藤	<p>議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の 1 番について報告します。</p> <p>1 番は御幸町の相続人である子が、同町の申請地の田 4 筆 2, 8 4 3 m<sup>2</sup>を相続税の納税猶予特例適用の対象農地として利用するものです。</p> <p>申請農地は耕作されており、農地として適正に管理されています。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第5号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、報告事項の「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。 議案書（別冊）の11ページから15ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、20件を事務局長専決で受理しました。 次に、16ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、17ページから22ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。 4条4件、5条42件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。 次に、23ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が6件ありました。 次に、24ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山市局から1件の照会があり、農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p>

事務局 (つづき)	次に、25ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。
議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
事務局長	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2023年（令和5年）第12回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は1月31日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p> <p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p>

午前10時40分閉会